

設計変更に伴う契約変更事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、鳥取県県土整備部（総合事務所県土整備局を含む。）における建設工事の設計変更及びこれに伴う契約変更の取扱いを定めることにより、事務の適正化及び簡素化を図ることを目的とし、その取扱いについては、別に定めのあるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

(設計変更)

第2条 この要領において設計変更とは、契約の目的を変更しない範囲において設計図書の一部を変更することをいう。

(別途契約と契約変更)

第3条 設計変更を行なう場合の執行方法は、次表の左欄に掲げる区分により、同表の右欄に掲げるものとする。

| 設計変更内容 | | 執行方法 |
|---------------------------------------|--|---|
| 設計変更により工事内容を追加する場合 | 追加する工事が現に施工中の工事と分離して施工することが適当な場合 | 別途契約による。 ただし、次のいずれかに該当するときは、契約変更によることができる。 (1) 増額は伴うがその額が変更前の請負代金の3割(3割に相当する金額が1000万円以上であるときは1000万円)以内の場合 (2) 年間維持工事(年間を通じた道路、河川等維持修繕工事)において、追加する工事が緊急性のある場合 |
| | 追加する工事が現に施工中の工事と分離することが不適切な場合(当該契約の工事区間内で施工数量が増加する場合等) | 契約変更による。 |
| 設計変更により工事内容を追加するものでない場合(工事内容を削減する場合等) | | |

(契約変更の手続)

第4条 設計変更に伴う契約変更は、当該変更の内容について別に定めるところにより受注者と協議した後、変更契約の締結を決裁する者(以下「決裁権者」という。)の承認を受けて、その都度行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、設計変更が重要な構造、工法、位置、断面等の変更に係るもの以外のものであって、次のいずれかに該当するときは、他の変更と一括して変更契約することができる。

(1) 請負代金の増額を伴わない変更

(2) 請負代金の増額を伴う変更で、当該増額が次のいずれか(以下「契約変更保留基準」という。)に該当するもの

ア 変更前の請負代金の2割(2割に相当する金額が1000万円以上であるときは1000万円)以下であること

イ 変更前の請負代金の3割(3割に相当する金額が300万円以上であるときは300万円)以下であること

3 前項の規定により契約変更を保留している設計変更がある場合において、当該保留分の増額と今回の増額の累計額が契約変更保留基準を超えることとなるときは、前項の規定は適用しない。

4 現場条件が度々変化するなど設計変更内容を速やかに確定できない場合には、第1項又は第2項の規定にかかわらず、契約変更を一時保留して設計変更の内容が確定した後に契約変更することができる。ただし、現場条件の早期把握に努め、可能な限り速やかに契約変更するものとする。

(軽微変更の手続)

第5条 前条第2項又は第4項の規定により契約変更を保留して行う設計変更は、当該変更の内容について別に定めるところにより受注者と協議した後、次の表に定める者の承認を受けて行うものとする。

| 内 容 | 承認権者 |
|--|---|
| 設計変更が請負代金の増減を伴わない場合 | 総括監督員 |
| 設計変更に伴う請負代金の増額又は減額が100万円以下の場合 | 総括監督員 |
| 設計変更に伴う請負代金の増額又は減額が100万円を超える場合、 <u>前条第4項の規定による場合</u> | <u>県土整備事務所長、 県土整備局長又は、 港湾事務所長</u> |

2 前条第2項又は第4項本文の規定の適用に当たっては、受注者に過大な不利益を生じさせないよう配慮しなければならない。

(契約の相手方等に対する説明)

第6条 第4条及び前条に定める事項のほか、設計変更に関し必要な事項は、現場説明書において入札者及び受注者に了知させておくものとする。